

財務省告示第三百二十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年六月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第三十七回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替用を 受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け 額に 千九百九十九億千九百九十一万 円 五万円
四	発行方法	
五	発行額	
六	払込金額	
七	最低額面金	
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成十六年六月二十五日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円九 角
十一	利率	年〇・八パーセント
十二	経過利率	日本郵政公社総裁は、払込金額

の
払
込
み

に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
第
十
八
号
に
規
定
す
る
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
す
る
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 5}{100 \times 365}$$

十
三

初
期
利
子

平
成
十
六
年
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
（
以
下
、
次
号
及
び
第
十
五
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
）
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十
四

第
二
期
以
後
の
利
子

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。

十
五

償
還
期
限

平
成
二
十
一
年
六
月
二
十
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

十
六

元
利
金
支
払
所

日
本
銀
行

十
七

払
込
期
日

平
成
十
六
年
六
月
二
十
五
日

十
八